

( 仮 訳 )

THE COMMITTEE OF EUROPEAN SECURITIES REGULATORS

執行決定に関する EECS\*のデータベースからの抜粋 ( )

( 2009年3月公表 )

\*(European Enforcers Co-ordination Sessions の略)

## 目 次

EECS/0209-01	再分類 .....	3
EECS/0209-02	株式報酬.....	5
EECS/0209-03	資本、支配.....	7
EECS/0209-04	支配.....	9
EECS/0209-05	企業結合、逆取得.....	11
EECS/0209-06	持分金融商品.....	14
EECS/0209-10	持分金融商品、優先株式.....	15

(注) 本抜粋で参照されている IFRS は、財務諸表作成時に適用された IFRS に基づいており、翻訳時点(2009年)では、すでにそれらの基準の多くが改訂されている。本文書を参照する際には、現在適用されている IFRS とは内容が異なっている場合があることに留意が必要である。

番号：EECS/0209-01 再分類  
事業年度：2009 年 3 月期/事前承認  
論点の分野：売却可能金融資産  
関連する基準書：IAS 第 39 号  
執行決定日：2008 年 11 月 12 日

#### 発行者の会計処理についての記述

発行者は、銀行に対する持分及び未公開株を有する上場持株会社である。2008 年 12 月 1 日に、企業は 2008 年 9 月 30 日に終了する期間に係る半期財務諸表を公表した。

市場の悪化を考慮して、発行者はその半期財務諸表において、IASB が 2008 年 10 月 13 日に公表した改訂 IAS 第 39 号を適用し、発行者が保有する金融商品を予見可能な将来まで保有する意思と能力があることを根拠に、売却可能金融商品を貸付金及び債権のカテゴリーに再分類しようとした。

これらの売却可能金融商品を、貸付金及び債権として分類するための条件に合致しているかどうかの評価は、再分類日に行われた。

発行者は執行者に対して、この取り扱いが IAS 第 39 号の改訂に準拠しているかどうか、確認することを求めた。

#### 執行決定

執行者は、会計処理は IAS 第 39 号の改訂に従っていることを確認した。執行者はまた、発行者に対して IFRS 第 7 号の改訂を適用し、再分類に係る綿密な開示を行わなければならないと示唆した。

#### 執行決定の根拠

改訂された IAS 第 39 号第 50 項 E は、次のように述べている：

売却可能に分類された金融資産で、(もし売却可能に指定されなかったならば)貸付金及び債権の定義に該当したであろう金融資産は、企業が予見可能な将来又は満期まで金融資産を保有する意思及び能力を有している場合、売却可能分類から貸付金及び債権分類に再分類する事ができる。

売却可能金融商品が債権及び貸付金の定義を満たすかどうかについての評価がいつの時点で行われなければならないのかということについて、このパラグラフでは明示的に述べ

られていない( IAS 第 39 号第 9 項で示されているように、貸付金及び債権は、支払額が固定又は決定可能なデリバティブ以外の金融資産のうち、活発な市場での公表価格がないものをいう)。パラグラフでは特に明示的に当該評価は金融資産を当初認識する時点で行われなければならないとは述べられていないが、(第 50 項 D にかかわらず)。したがって本事例においては、執行者は、再分類日において条件を評価するという発行者の決定を受け入れられると考えた。

番号：EECS/0209-02 株式報酬

事業年度：2006 年 12 月期

論点の分野：株式報酬

関連する基準書：IFRS 第 2 号

執行決定日：2008 年 4 月 24 日

#### 発行者の会計処理についての記述

発行者は 3 種類の異なる従業員株式購入制度 (ESPP) を有していた。プラン 1 とプラン 3 では、全従業員が貯蓄プランに加入するよう勧誘される。当該プランでは、従業員の月給から年間を通じて一定額が引き落とされ、別の口座に移される。この口座の残高は、1 年間の勤務期間が経過した後、プランの開始時の公正価値の 15% 引きの価格又はプラン終了時の公正価値で株式を購入するために使用される。プラン 2 では、権利のある従業員が貯蓄プランに加入するよう勧誘される。当該プランでは、従業員は一定額の現金を前払いで別の口座に払い込むことができ、拠出された資金は 1 年間の勤務期間が経過した後、プラン開始時の公正価値の 30% 引きの価格、あるいはプラン終了時の公正価値で購入するために使用される。

発行者は、ESPP プランは IFRS 第 2 号の適用範囲である株式報酬に該当し、原則的には、それらは IFRS 第 2 号第 11 項に従って公正価値で測定されなければならないと考えた。しかしながら発行者は、ESPP プログラムの公正価値を、信頼性をもって測定することはできないと考えたため、IFRS 第 2 号第 24 項に準拠し、本源的価値法を使って本プランの会計処理を行った。

発行者は、プラン開始時の信頼性のある公正価値を見積るだけのベースがないと主張した。なぜなら、従業員が何株購入する権利を有するのかという点と、それらの株式の将来の市場価格がいくらになるのかという点について、不確実性が存在するからである。

#### 執行決定

発行者は、ESPP プランは信頼性をもって測定可能であり、したがって当該プランは IFRS 第 2 号第 11 項に従って、公正価値で測定されなければならないと考えた。

#### 執行決定の根拠

IFRS 第 2 号第 24 項によれば、企業は極めて稀な状況において、付与した持分金融商品の測定日現在の公正価値を、信頼性をもって見積れないことがある。このような稀なケースに限り、企業は従業員に対するオプションを、本源的価値で測定することが求められる。IFRS 第 2 号第 BC144 項では、未上場や新規上場企業などの企業が付与したストック・オ

プシヨンの付与日における公正価値を、信頼性をもって測定できないような事例として挙げている。

発行者の ESPP プランは、米国基準、とりわけ FAS 第 123 号 R の付録 A 及び FASB テクニカル公報 97 - 1 「基準書第 123 号の、Lock-Back オプション付きの特定の従業員株式購入プラン」で記述されているものと類似している。執行者は、発行者の ESPP プランを信頼性をもって測定するために使用できる評価方法が存在することから、当該プランは IFRS 第 2 号第 11 項に従って、公正価値によって測定されなければならないと結論を下した。

番号：EECS/0209-03 資本、支配  
事業年度：2007 年 12 月期  
論点の分野：資本、支配  
関連する基準書：IFRS 第 5 号、IAS 第 8 号  
執行決定日：2008 年 3 月 31 日

#### 発行者の会計処理についての記述

2007 年の期首に、発行者は B 社の持分の 67% を直接保有していた。2007 年 9 月、B 社は新たな投資者 ( C 社 ) を引受人として新株を発行した。その結果として、資本の増加後、発行者は以前の子会社である B 社の持分の 44% ( 議決権の 30% ) を保持することとなった。それと同時に、B 社の株主は、B 社に新たな統治ルールを導入する契約に署名した。この新たな契約によれば、発行者はもはや B 社の取締役会を代表したり、経営に参加したりすることはない。したがって発行者は、B 社に対する支配を喪失したと考えた。

その結果、2007 年 10 月より発行者は、B 社を各行ごとに連結するのをやめ、B 社における持分を反映させるために、持分法によって処理することとした。発行者はまた、発行された新株を引き受けないという意思決定は、B 社に対する投資を引き揚げるという決定をしたに等しいと考えた。発行者は、投資をしないという意思決定は、B 社に対する投資を、継続的な資産の使用を通じて回収することをやめたという新たな意図を明確に示すものであると主張した。

B 社はまったく独立した事業を行っていることから ( キャッシュ・フロー、経営陣、顧客もすべて別々 )、発行者は、2007 年 1 月 1 日に始まって 9 月 30 日に終了する期間にかかる B 社の業績は、IFRS 第 5 号が定める原則に基づいて表示されなければならないと考えた ( 2006 年の比較情報の再表示を含む )。

このような状況において、発行者は 2007 年 9 月 30 日に終了する期間に係る B 社の業績を、IFRS 第 5 号「売却目的で保有する非流動資産及び廃止事業」の原則をベースとして表示してよいかが疑問点である。

#### 執行決定

発行者は、IFRS 第 5 号 ( 特に IFRS 第 5 号第 2 項及び第 4 項 ) の原則に基づく発行者の表示は、受け入れ可能であると結論を下した。

#### 執行決定の根拠

発行者は、当該表示方法は、以下の理由により受け入れ可能であると結論を下した：

- ✓ 希薄化の問題は IFRS で ( IFRS 第 3 号、IFRS 第 5 号、IAS 第 27 号のいずれにおいても ) 検討されていない。
- ✓ B 社が発行する新株を引き受けないという意思決定は、明らかに発行者の戦略の転換と言える。
- ✓ B 社の新株を引き受けないということを決定する代わりに、発行者は希薄化及び支配の喪失 ( 経済的な用語でいえば、企業における持分を継続的に保持しながら、株式を売却するという意思決定をしたことに類似する ) に同意した。
- ✓ B 社は独立した事業を行っている ( キャッシュ・フロー、経営陣、顧客もすべて別々 ) ( IFRS 第 5 号第 31 項、第 32 項 )
- ✓ IFRS 第 5 号の原則に基づいて開示される情報は、発行者の 2007 年度 ( 9 ヶ月間 ) 及び 2006 年度 ( 12 ヶ月間 ) の損益計算書に対して、B 社が与えた影響を浮き彫りにしている ( IFRS 第 5 号第 33 項、第 34 項 ) 。
- ✓ B 社の株主との間での合意は、発行者が以前の子会社に対する支配を喪失したことを確認するものである。

したがって、このような状況に適用すべき特定の基準書あるいは解釈指針がないことから、執行者は、IAS 第 8 号の第 10 項及び第 11 項 a をベースに検討を行い、IFRS 第 5 号を類推して適用できると考えた。

決定を行うにあたり、執行者は、IAS 第 27 号第 32 項から第 37 項 ( 2008 年 1 月に改訂された ) までの規定も検討し、発行者が選択した IFRS 第 5 号の原則に基づいた表示は、改訂された基準書が求めている、親会社の子会社に対する支配を喪失した場合の会計処理と整合的であると結論を下した。

番号：EECS/0209-04 支配  
事業年度：2008 年 12 月期  
論点の分野：支配  
関連する基準書：IAS 第 27 号  
執行決定日：2008 年 6 月 13 日

#### 発行者の会計処理についての記述

かなり大規模な製造業及びサービス業の企業集団である発行者は、新規上場企業である B 社の株式の 35.4%を保有している。

B 社の資本の内訳は、以下のようになっている。

発行者	35%
機関投資家	12%
その他の一般投資家	53%

B 社が 2008 年 6 月に株式の売買を許可されたとき、以下の内容により、B 社の発展を確かなものとするという目的のもとで、発行者及び機関投資家（当事者）との間で、5 年で更新可能な合意が署名された。

- ✓ ガバナンスの方針を確立すること
- ✓ 安定的な保有を保証すること

#### 合意によると

- ✓ 取締役会は 18 名の取締役及び取締役会議長とで構成される。取締役のうち 9 名は発行者が指名し、5 名は機関投資家が指名、残る 4 名は当事者、すなわち発行者と機関投資家の両者が指名する。
- ✓ 取締役会議長は発行者が指名する。議長は、賛否が同数となった場合には賛否を決する票を投ずることができる。
- ✓ 取締役会議長が CEO を指名する。
- ✓ 取締役会におけるすべての当座の決定は、単純過半数をもってなされる。
- ✓ 資本関連や法的な規定、特別配当の分配等の意思決定を行うためには、特定多数決が必要となる。
- ✓ 当事者は、一方の当事者が株を売却しようとしたときには、先買権を有する。

B 社が売り出しの許可を得るために発行した目論見書では、支配を維持しようという発行者の目的が明確に記されていた。

上場に先立ち、発行者は企業グループ内の水関連及び廃棄物関連の事業をすべて、別の企業（B社）に譲渡（スピナウト）した。スピナウトの後、発行者はまだ、B社の資本及び議決権のほとんど100%を保有していた。それから発行者は、B社の株式の65%を売買する許可を得て、自分自身を除く発行者の株主に対し、発行者の資本における持分に比例するかたちで分配した。

発行者は、2008年12月31日現在、B社を支配していたと考えた

#### 執行決定

執行者は、2008年12月31日現在、発行者がB社を支配していたということに同意した。

#### 執行決定の根拠

IAS第27号において、支配は、企業活動からの便益を得るために、その企業又は事業の財務及び経営方針を左右する力と定義されている。

IAS第27号第13項によれば、企業がある企業の議決権の過半数を直接的に又は子会社を通じて間接的に所有している場合には、当該所有が支配とはならないことが明確に示されない限り、支配が存在すると推定される。しかしながら同じパラグラフによれば、支配は親会社がある企業の過半数を所有していない場合であっても、とりわけ次のような場合には存在するとされている。

- ✓ 法令や契約によって、その企業の財務方針及び経営方針を左右する力を有する場合（IAS第27号第13項b）
- ✓ 取締役会又は同等の経営機関の構成員の過半数を選任又は解任する力を有する場合（IAS第27号第13項c）
- ✓ 取締役会又は同等の経営機関の会議において、過半数の投票権を有する場合（IAS第27号第13項d）

株主間の合意のもとで、発行者は議長を含む、取締役会構成員の過半数を指名する力を持っており、取締役会におけるすべての意思決定は単純多数決によってなされるため、発行者はB社の財務方針及び経営方針を左右する力を有しているといえる。

番号：EECS/0209-05 企業結合、逆取得

事業年度：2008 年 12 月期

論点の分野：企業結合、逆取得

関連する基準書：IFRS 第 3 号

執行決定日：2008 年 6 月 13 日

#### 発行者の会計処理についての記述

発行者と他の上場企業である B 社は、2008 年 7 月に合併の形態をとる企業結合を行った。合併契約書によると、発行者が法的な取得企業である。発行者は、B 社の株式と交換する形で、120 万株前後の新株を発行した。現金対価はない。

取引前には、両者の資本の内訳は次の通りであった。

##### ・発行者

- ✓ 支配株主 A 80%
- ✓ 一般の投資家 20%

##### ・B 社

- ✓ 一般の投資家 66.7%
- ✓ 機関投資家 33.3%

取引の前には、B 社の公正価値は発行者の公正価値に比べて著しく大きかった。

取引の後では、発行者の旧株主は、結合後企業の議決権の 44.5%を有し、B 社の旧株主は、55.5%の持分を有する。支配株主 A は、結合後企業の 35.7%を保有する。

結合後企業における支配株主 A の参加(黄金株)は、国の法令によって規制されている。この法令によれば、株主 A は発行者によるいかなる意思決定に対しても反対することができ、このことはエネルギーセクターにおける極めて重要な国益、とりわけエネルギー供給の継続性と安全性ということに反しかねないと考えられる。しかしながら、そのような事情により、この法令は株主 A に対して、発行者の財務方針及び経営方針を左右するいかなる力も与えていない。ただ、株主 A は、取締役会構成員 25 名のうちの 7 名を指名する権利を持っている。

購入契約の条件に基づけば、B 社の CEO が、結合後企業の CEO に指名される。CEO は、賛否が同数となった場合には賛否を決する票を投ずることができる。取締役会は、CEO と 24 名の他の取締役によって構成される。24 名の取締役のうちの 10 名は発行者が指名し(株

主 A が指名する 7 名を含む ) 10 名は B 社が指名し、3 名は従業員が指名、残る 1 名は他の株主を代表している。

発行者は、その取引を企業結合として会計処理することを提案し、B 社を取得企業として識別した。

#### 執行決定

執行者は、発行者の会計処理を受け入れた。

#### 執行決定の根拠

IFRS 第 3 号はすべての企業結合において、取得企業を識別することを求めており、取得企業とは、他の結合する企業の支配を獲得する、結合する企業であるとしている。取得企業を決定するにあたって適用すべきガイダンスが、基準書の第 19 項から第 21 項に定められている。

支配とは、企業活動からの便益を得るために、その企業又は事業の財務及び経営方針を左右する力と定義されている。そして、企業がある企業の議決権の過半数を直接的に又は間接的に所有している場合には、当該所有が支配とはならないことが明確に示されない限り、支配が存在すると推定される。

本事例においては、B 社の株主が支配を獲得したと推定される。なぜなら、議決権に関し言えば、取引後の彼らの持分額は 55.5% であるからである。しかしながら、個人の主要株主 ( 株主 A ) が存在するという事実を、発行者と執行者はともに慎重に検討した。

IFRS 第 3 号の第 19 項 a から d では、議決権の過半数を取得していない場合であっても、結合する企業が他の企業に対する支配を獲得するような状況が検討されている。本事例における事実をそれらに当てはめると、以下の通りである。

- ✓ 株主 A は、結合後企業の議決権の過半数を所有していない。
- ✓ 株主 A は、他の投資者との合意による、他の企業の議決権の過半数に対する権限を有していない ( IFRS 第 3 号第 19 項 a )
- ✓ 株主 A は、法令又は合意により、他の企業の財務及び経営方針を左右する権限を有していない ( IFRS 第 3 号第 19 項 b )
- ✓ 株主 A は、結合後企業の取締役会又は同等の経営機関の構成員の過半数を任命又は解任する権限を有していない ( IFRS 第 3 号第 19 項 c )。株主 A は、24 名の取締役のうちの 7 名を選任できるにすぎない。
- ✓ 株主 A は、他の企業の取締役会又は同等の経営機関の会議における議決権の過半数

を投票する権限は有していない ( IFRS 第 3 号第 19 項 d )。

したがって執行者は、議決権の 35.7% を保有する株主 A は、結合後企業を支配していないということに同意した。

意思決定にあたり、発行者と執行者は、企業結合において取得企業を識別するためのガイダンスを提供している、IFRS 第 3 号第 20 項及び第 21 項で設けられている規準についても検討した。B 社の公正価値が発行者よりも著しく大きいため、第 20 項 a では B 社が取得企業であるとされる。しかしながら発行者が 120 万株の新株を発行していることから、発行者が取得企業であるという判断に傾いたかもしれない。

番号：EECS/0209-06 持分金融商品

事業年度：2007 年 6 月期

論点の分野：持分金融商品、少数株主持分、プットオプション、プッタブルな金融商品

関連する基準書：IAS 第 32 号

執行決定日：2008 年 9 月 18 日

#### 発行者の会計処理についての記述

発行者は、子会社の少数株主の保有分を発行者が購入するという債務を含む売建プットオプションを保有している。それぞれのオプションは、企業結合の一部として引き受けられており、関連する子会社の業績を参照する形で決定される行使価格において、特定の期間中、行使可能となる。会社は、現在の収益性水準を用いて見積った少数株主のプットオプションの償還金額の最善の見積値を、2007 年の決算書において偶発負債として開示した。

#### 執行決定

執行者は、少数株主のプットオプションを偶発負債とする企業の会計処理は、自らの持分金融商品を現金で購入する義務を含んだすべての契約を、負債として記帳することを求めている IAS 第 32 号第 23 項に従っていないと結論を下した。

#### 執行決定の根拠

IAS 第 32 号第 23 項によれば、少数株主のプットオプションは、企業が自らの持分金融商品を、現金又はその他の金融資産で購入する債務を含む契約のことをいう。これらの契約によって償還金額の現在価値で測定された金融負債が生じることから、当該負債は、偶発負債として注記するのではなく、貸借対照表の本体において認識することが求められる。

IAS 第 32 号は、負債の認識ということに関して明確であるが、執行者はその当時、負債が最初に認識された時、及び負債の額が変更された時に対応する会計上の仕訳について、会計実務にばらつきが生じていたことに気づいていた。

番号：EECS/0209-10 持分金融商品、優先株式

事業年度：2007 年 6 月期

論点の分野：持分金融商品、優先株式

関連する基準書：IAS 第 32 号

執行決定日：2008 年 9 月 18 日

#### 発行者の会計処理についての記述

発行者は、償還されない優先株を、貸借対照表において持分金融商品として表示した。当該持分金融商品の発行条件では、所有者に対して、毎年定額の現金配当を受け取る契約上の権利と普通株式に対して支払われる配当に基づいて参加配当を受け取る権利とが与えられている。定額の配当及び参加配当のいずれも、配当として損益計算書の税引後利益の後で表示されている。

発行者は IAS 第 1 号第 17 項を引き合いに出して、IAS 第 32 号に従って負債の要素をもつ優先株の表示を行うことにより誤解が生じることとなるため、IASB の財務諸表の作成及び表示に係るフレームワークで定められた目的に反すると説明した。

#### 執行決定

執行者は、IAS 第 32 号からの離脱が正当化されるということに同意しなかった。

#### 執行決定の根拠

IAS 第 32 号 ( 2003 年に改訂された ) に準拠すると、優先株は資本と負債の両方の要素をもつ、複合金融商品として取り扱われることになる。資本部分の価値は、複合金融商品全体の公正価値から個別に決定された負債部分の価値を控除した後の残額である ( 第 31 項 )。

IAS 第 32 号のもとでは、実質的に発行者の優先株の簿価のすべてが負債部分に配分され、定額の純現金配当が、財務費用として取り扱われることになる。

IAS 第 1 号第 17 項では、基準書に従うことが誤解を招くことになり、フレームワークに定められる財務諸表の目的に反するという結論を経営者が下すような極めて稀なケースにおいてのみ、当該基準書から逸脱することを求めている。

発行者は、IAS 第 32 号に従った優先株の表示は、将来の収入及び利得に対して参加することを可能にする、恒久的な資本の性格を持った持分金融商品の性質を反映していないため、誤解を招くと主張した。

IAS 第 1 号の第 15 項(c)は、IFRS の特定の規定に準拠するだけでは特定の取引や状況が企業の財政状態や財務業績に与える影響を利用者が理解するには不十分となる時には、追加の開示を行うことを求めている。

執行者は、適正な表示は IAS 第 32 号に準拠するとともに、優先株の持つ性格を説明する追加的な開示を提供することによって達成されると考えた。